

大阪市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

大阪市老人福祉法施行細則（昭和39年大阪市規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第2（第9条関係） [略] 備考 [略] 2 この表において「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、所得割の額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。 [3～6 略]	別表第2（第9条関係） [同左] 備考 [同左] 2 この表において「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、所得割の額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、 <u>第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項</u> の規定は適用しないものとする。 [3～6 同左]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

附 則

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。